
「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

日証協 平成 21 年 11 月 16 日

本協会では、本年11月10日の自主規制会議において、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」を一部改正した。

株式会社証券保管振替機構では、金融商品取引所において、本年11月16日に実施することが予定されている株券等の5日目決済制度の廃止に伴い、株式等振替制度及び受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度について、所要の改正を行うこととしている。

現在、フェニックス銘柄については、本協会が指定する保管振替機構である株式会社証券保管振替機構による取扱いが行われていることから、前述の改正を受け、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部について改正を行った。

本規則改正は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 11 月 10 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

株式会社証券保管振替機構では、金融商品取引所において、本年11月16日に実施することが予定されている株券等の5日目決済制度の廃止に伴い、株式等振替制度及び受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度について、所要の改正を行うこととしている。

現在、フェニックス銘柄については、本協会が指定する保管振替機構である株式会社証券保管振替機構による取扱いが行われていることから、前述の改正を受け、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」についても同様の改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

- ① フェニックス銘柄（新株予約権付社債券を除く。）に関し、指定振替機関が振替法に基づく総株主通知を行うため本協会が必要と認める日に行う当該株券の店頭取引に係る受渡しについては、原則、売買約定日から起算して4日目（休業日を除いて日数計算を行うものとする。）の日に行わなければならないものとする。
(第24条第5項、第6項及び第7項)
- ② フェニックス銘柄の発行会社が株式併合又は分割等を行うなど株券の提出を求める場合に行っている期間売買停止を廃止する。
(第34条第1項第1号)
- ③ その他所要の整備を図る。

III. 施行の時期

この改正は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。

また、平成 21 年 11 月 15 日以前に行われたフェニックス銘柄の売買に係る受渡しについては、なお従前の例による。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 1 部 担当：稲川、渡邊（TEL 03-3667-8647）

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 11 月 10 日
(下線部分変更)

改 正 案	現 行
(売買及び受渡し) 第 24 条 〃 (現行どおり) 4 (削 る) (削 る) 5 〃 (現行どおり) 8 (売買の停止) 第 34 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、グリーンシート銘柄等の店頭取引を停止することができる。 1 <u>グリーンシート銘柄</u>の発行会社が株式の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、本協会が必要があると認める場合 原則として、株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日）から当該併合又は分割等の効力発生の日の前日まで。 2 〃 (現行どおり) 4 2 (現行どおり) 付 則 1. この改正は、平成21年11月16日から施行する。 2. 平成21年11月15日以前に行われたフェニックス銘柄の売買に係る受渡しについては、なお従前の例による。	(売買及び受渡し) 第 24 条 〃 (省 略) 4 5 <u>指定振替機関が振替法に基づく総株主通知を行うため本協会が必要と認める日に行う当該株券の店頭取引は、当該発行会社の各事業年度の開始の日から6か月を経過した日の3日前の日から行うものとする。</u> 6 <u>前項に掲げる店頭取引の受渡しは、第2項の規定にかかわらず、売買約定日から起算して5日目の日に行わなければならない。</u> 7 〃 (省 略) 10 (売買の停止) 第 34 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、グリーンシート銘柄等の店頭取引を停止することができる。 1 <u>グリーンシート銘柄等</u>の発行会社が株式の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、本協会が必要があると認める場合 原則として、株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日）から当該併合又は分割等の効力発生の日の前日まで。 2 〃 (省 略) 4 2 (省 略)